



KOYANO
C. P. A.
OFFICE

小谷野公認会計士事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-22-1
代々木1丁目ビル 14階
TEL:03-5350-7435 FAX:03-5350-7436

《会計・税務の知識》 国外転出時課税制度

はじめに

平成27年度税制改正において、「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例」及び「贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例」が創設され、平成27年7月1日から施行されます。今回は国税庁が平成27年4月に公表した「国外転出時課税制度（FAQ）」（以下「国税庁FAQ」といいます）を基に制度の概要を紹介します。

1. 課税のしくみ

国外転出時課税は、国外転出をする時点で1億円以上の有価証券や未決済の信用取引などの対象資産を所有している一定の居住者に対して、国外転出の時に、国外転出の時の価額で対象資産の譲渡等があったものとみなして、その対象資産の含み益に対して所得税が課税される制度です。

2. 対象者

次の(1)(2)のいずれにも該当する方が対象です。

(1) 国外転出の時に所有等している対象資産の価額の合計額が1億円以上であること。

(2) 国外転出の前日10年以内において、国内在住期間が5年を超えていること。

なお、留学等一定の在留資格で在留していた期間は国内在住期間に含まないこととされています。

3. 対象資産

対象資産には、有価証券（株式や投資信託など）、匿名組合契約の出資の持分、未決済の信用取引・発行日取引及び未決済のデリバティブ取引（先物取引、オプション取引など）が該当します。

4. 1億円以上の判定

所有する対象資産の価額の合計額が1億円以上となるかどうかは、国外転出時における有価証券等の価額に相当する金額、未決済取引を決済したものとみなして算出した利益又は損失の額に相当する金額の合計額を基に判定します。

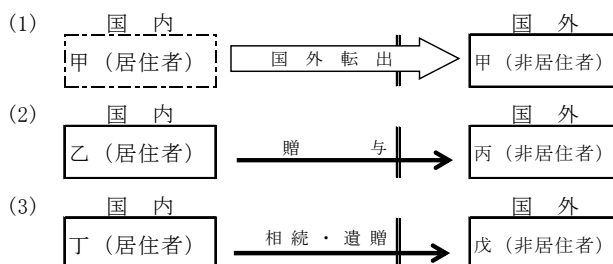
5. 国外への転出

課税の対象となる国外転出の時は次の(1)～(3)が該当します。

- (1) 対象者が国外転出をする時
- (2) 対象者が国外に居住する親族等（非居住者）へ対象資産の一部又は全部を贈与する時
- (3) 対象者が亡くなり、相続又は遺贈により国外に居住する相続人又は受遺者が対象資産の一

部又は全部を取得する時

【イメージ】



（出所：国税庁FAQ）

6. 減額措置等

上記5.(1)～(3)それぞれに、一定の要件の下、次のような減額措置等を受けることができます。

(1) 国外転出時課税

国外転出後の状況	減額措置等
国外転出の日から5年以内に帰国などした場合	帰国時まで引き続き所有等している対象資産について、国外転出時課税により課された税額を取り消すことができます。
納税猶予の特例の適用を受ける場合	納税猶予期間（5年又は10年）の満了まで納税を猶予することができます。
納税猶予期間中に譲渡等した際の対象資産の譲渡価額が国外転出の時の価額よりも下落している場合	譲渡等した対象資産について国外転出時課税により課された税額を減額できます。
納税猶予期間の満了日の対象資産の価額が国外転出の時の価額よりも下落している場合	国外転出時から納税猶予期間の満了日まで引き続き所有等している対象資産について、国外転出時課税により課された税額を減額できます。
納税猶予期間中に対象資産を譲渡等した際に外国所得税との二重課税が生じる場合	国外転出先の国で納付した外国所得税について、外国税額控除の適用を受けることができます。

(2) 国外転出（贈与）時課税

贈与後の状況	減額措置等
贈与の日から5年以内に受贈者が帰国などした場合	帰国時まで引き続き受贈者が所有等している対象資産について、国外転出（贈与）時課税により課された税額を取り消すことができます。
納税猶予の特例の適用を受ける場合	納税猶予期間（5年又は10年）の満了まで納税を猶予することができます。
納税猶予期間中に譲渡等した際の対象資産の譲渡価額が贈与の時の価額よりも下落している場合	譲渡等した対象資産について国外転出（贈与）時課税により課された税額を減額できます。
納税猶予期間の満了日の対象資産の価額が贈与の時の価額よりも下落している場合	贈与の日から納税猶予期間の満了日まで引き続き受贈者が所有等している対象資産について、国外転出（贈与）時課税により課された税額を減額できます。

(3) 国外転出（相続）時課税

相続又は遺贈後の状況	減額措置等
相続開始の日から5年以内に対象資産を取得した相続人又は受遺者の全員が帰国などした場合	帰国時まで相続人又は受遺者が引き続き所有等している対象資産について、国外転出（相続）時課税により課された税額を取り消すことができます。
納税猶予の特例の適用を受ける場合	納税猶予期間（5年又は10年）の満了まで納税を猶予することができます。
納税猶予期間中に譲渡等した際の対象資産の譲渡価額が相続開始の時の価額よりも下落している場合	譲渡等した対象資産について国外転出（贈与）時課税により課された税額を減額できます。
納税猶予期間の満了日の対象資産の価額が相続開始の時の価額よりも下落している場合	相続開始の日から納税猶予期間の満了日まで引き続き相続人又は受遺者が所有等している対象資産について、国外転出（相続）時課税により課された税額を減額できます。

（出所：国税庁FAQ）

（担当：山田（章））

TEL.03 (5350) 7435 otoiawase@koyano-cpa.gr.jp

http://www.koyano-cpa.gr.jp/ ©KOYANO C. P. A OFFICE 無断転載・引用禁止